

## 第18回通常総会開催

大震災、原発事故からの復興、混迷する政局、政治、税財政の将来展望は？  
 特別講演・増田正人法政大学教授

日時：2011年8月8日（月）  
 会場：全労連会館（下図参照）

### 当日の日程

- ・通常総会 PM 1:00～3:30
- ・特別講演 PM 3:30～5:00  
講師=増田 正人氏（法政大学教授）
- 増田先生には、東日本大震災、福島原発事故などこれまでに経験しない変化を受けて、日本の政治、経済の展望、日本の在り様、私どもの活動の在り様等について講演をいただきます。
- ・レセプション PM 5:00～（会費・5,000円）

### 通常総会への参加を呼びかけます

理事長 永沢 晃

未曾有の大災害をもたらした3・11から早4ヶ月。しかし、いまだ被災地の復興・復旧、これから日本の確かな青写真が国民の前に示されていない。見えるのは菅首相や民主党、自民等の醜い権力闘争ばかりです。こんな政治状態が延長国会（8月31日）でも繰り広げられればその被害をもう受けるのは被災者であり日本国民です。被災者にとっては二重三重の人的災害を被ることになります。

平成23年度税制改正案の一部（租税特別措置法の延長、消費税の「改正」、無申告は脱犯の罰則等々）が6月22日成立しましたが、改正案の中心をなす所得税、法人税、資産課税等については未だその行方さえわかりません。

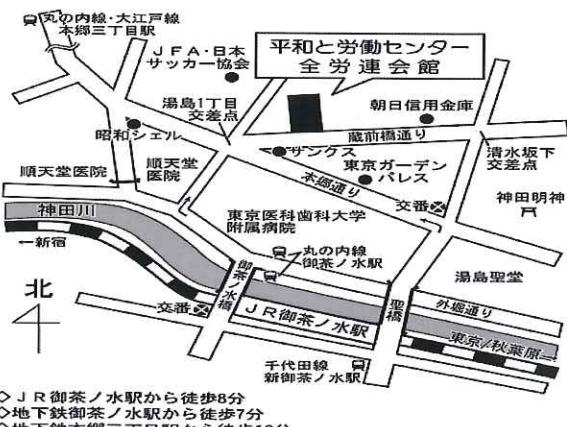
一方、災害復興のための財源、社会保障財源のためには「消費税の増税」は避けられないとの策謀がつよめられています。



災害復興のため、社会保障のため「財源確保」が必要ということはだれでも理解できることですが、だれがどのように負担するのが公平・平等なのか。今こそ国民的議論を大いにすべきではないでしょうか。

東京税財政研究センターはあるべき日本の税制について積極的に意見を表明していくよう研究活動を一層強化していきたいと考えています。第18回通常総会はその意味においても重要な総会となります。会員の皆様のご出席を心よりお願いいたします。

平和と労働センター・全労連会館  
 113-0034 東京都文京区湯島2-4-4  
 TEL 03-5842-5610 FAX 03-5842-5609



# 動き出した「附則 104 条」、社会保障・税一体改革

## — これでいいのか、消費税目的税化 —

民主党菅内閣の行方が不透明の中、6月2日「社会保障に関する集中検討会議」において、「社会保障改革案」が示された。この改革案は、民主党の税と社会保障の抜本改革調査会や社会保障改革有識者検討会の方針をもとに、昨年12月に閣議決定された「社会保障改革の推進について」によるものである。この「推進について」は2011年半ばまでに消費税増税に道筋をつけるとし、6月の成案を目指していた。6月20日民主党は「社会保障と税の抜本改革調査会・税制改正PTの合同総会」を開き、改革案をもとに最終案を協議したが、「2015年度までに消費税10%」を巡り異論が続出、最終決定を先送りした。6月中には決定するというが、その土台となる6月2日案をもとに検討したい。

### 社会保障改革案の概要（税に関する部分のみ）

- 1 社会保障・税一体改革の基本的姿勢
  - (1) 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み
    - ① 消費税収を主たる財源とする社会保障安定財源の確保  
消費税収の使途は、高齢者三経費（筆者注、基礎年金・高齢者医療・介護保険）を基本としつつ、その全額を社会保障四経費（筆者注、年金・医療・介護・少子化）（平成21年度税制改正法附則104条）に拡充する。
    - ② 消費税収の使途の明確化  
消費税を社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にして、区分経理を徹底する等使途を明確化する（消費税収の社会保障財源化）。  
将来的には社会保障給付の公費全体を消費税収を主たる財源とする。
    - ③ 国・地方を通じた社会保障給付の安定財源の確保  
国民一人一人に包括的な支援をするという社会保障の考え方から…地方自治体の役割は極めて重要、国と地方の役割分担に応じた消費税収の配分を実現、地方自治体の課税自主権の拡大・発揮を検討する。
    - ④ 消費税率の段階的引上げ  
まずは、2015年度までに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ…。

### (2) 2015年度における姿

2015年度までに消費税率を10%まで引き上げ、「子ども・子育て、医療・介護、年金」「高齢化の進行等費用」「基礎年金国庫負担2分の1」を賄うことにより社会保障の安定財源確保を図る。

### 2 社会保障・税一体改革のスケジュール

税制抜本改革については、平成21年度税制改正法附則104条に示された道筋に従って平成23年度中に必要な措置を講じる。

「社会保障改革案」では平成21年度税制改正法附則104条が増税の根拠とされている。周知の通りこの「附則104条」は自公政権最後の税制改正に盛られたものであり、政権交代直後の平成22年度税制改正にはこの「附則104条」の廃止が盛られず、民主党の税制政策の在り方が問われていたものである。もともと、消費税の社会保障目的税化の議論は今にはじまったものではなく、早くから自民党の財政改革研究会が消費税増税を検討する論点整理で取り上げていたのである。政権交代後前政権の政策を修正するということは通常あり得るが、民主党が自公政権時代の「附則104条」を廃止しなかった意図がはっきりしてきたといえよう。

「一体改革」というが、なぜか消費税に固執し、税制全般の改革案は示されてはいない。

わずかに「IV税制全体の抜本改革」の項目に「…成案に向け、包括的な税制抜本改革の姿を示す」とあるのみで、税制調査会にその判断を委ねている。改革案は「目的税化イコール消費税」の図式のみ強調されている。

### 消費税社会保障目的税化の意味と問題点

- 1 増税が大義名分となると同時に基礎的財政収支（プライマリーバランス）の改善をしようという一石二鳥を狙うものである。しかし、消費税率を上げても、増税分をすべてその社会保障費に使えば、歳入と歳出が膨らむだけで、プライマリーバランスの改善にはならない。
- 2 社会保障費の抑制が巧妙に企まれている。社会保障費が増えた場合には消費税率を引き上げるという仕組みであり、国民が消費税率引き上

げを拒否した場合は社会保障費を自動的に抑制してしまうとするものである。また、企業の社会保険料負担を軽減し社会保障費全体の抑制にもつながる。

3 EU諸国には付加価値税を「福祉目的税」にしている国はない。福祉目的税化にしようとしている国は先進国では日本だけである。

4 カネ（紙幣）に色はついていないので、税収がどこに使用されているかわからない。（改革案では区分経理の徹底といっているが）

民主党内で異論が噴出したのは「2015年度までに消費税10%」という改革案の根幹部分であるが、異論の根拠は「選挙に勝てない」ということであり、消費税の否定とは無関係である。したがって国民の目をごまかす修正案が模索されているようであるが、（筆者注・6月30日「2015年」を「2010年代半ばまで」に修正して決定した。）今こそ、きっぱりとした「附則104条」の廃止をさせなくてはならない。「一体改革」は消費税増税・社会保障費切り下での「一体改悪」というべきである。 （6.23記・7.5校正 文責・飯島）



通常国会は、6月22日の会期末を迎えて、菅直人首相の進退問題も絡んだ政争で、混沌の状態。とりあえず国会は8/31までの70日間の大幅延長となりました。しかし、東日本大震災と原発事故への対応などが急がれる中で、国会は空転しています。

会期末に向けて、政府は民自公3党合意（6/8）をとり結び、税制改正一括法案を修正して「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」として10日に再提案。衆議院をから参議院に16日に送付され、21日、財務金融委員会で3時間程度の審議で即可決、22日本会議で可決成立となりました。

### 3 党合意の内容

当初提案の税制改正法案のうち、6月末に期限切れとなる租税特別措置や寄付税制拡充など一部について、6月中に成立させることで民自公3党で合意し、これは国民生活への影響を回避するのが狙いと報じられました。野党内に異論がある所得税増税や法人税減税は結論を先送りし、11年度2次補正予算案の検討と併せて引き続き協議することとされました。

国税通則法改正については、自民党の反対で3党合意に入らなかったと言われていますが、自民党の一部の反対があったものの、引き続き成案をうるべく協議を行う、会期末まで成案が得られない場合は、閉会中審査の手続きをとるという合意に至ったということです。公明党山口代表は、通則法改正案に賛成を表明したと伝えられています。

したがって、通則法改正案は死んでいないわけで、最終的にどういう形で成案がなるかは不確定であり（分割された法案の規定は変わっていません）、やはり少なくとも修正を求める運動の必要性は増しているということでしょう。

### どうあるべきか、通則法改正

1月に上程された税制改正法案には、通則法を改正して「国税手続法」とし、「納税者権利憲章」を定めることとしていました。曖昧だった事前手続きについては、質問検査権の規定を各税法から抜き出して国税手続法に定めること、その際「質問」「検査」の権限に加え、帳簿等の物件の「提示」「提出」の権限を盛り込み、しかも罰則をつけて提出された書類の「留置き」規定まで設けるという点で、課税庁の権限強化への反対意見が吹きあがりました。

さらに、税務調査手続について、事前通知書、終了通知書の交付が新たに盛られましたが、事前通知の例外規定が存在し、調査理由の明示が曖昧である点、そして調査終了時に「修正申告等の勧奨」ができる規定まで用意されたことへの反対意見も強まっていました。

（写真・白米の千枚田）



運動面では、今次改正案は「改悪」であるとの認識で反対運動が展開されていますが、同時に手続法としては前進部分が含まれていることから修正要求を強めようという方向性が混在しています。改悪部分があるととらえる視点には共通点があり、TCフォーラムなどの超党派の運動に期待が集まっています。

## 結構大きな11年度税制改正

当初改正案のうち一部の改正、一時の改正という理解が多いと思われますが、22日に成立した税制改正案は、かなりの項目の改正点があります。納税環境整備課題とされた罰則の新設が先行実施されましたし、市販の税制改正解説本では触れられていない改正が多くありますので、要注意です(本稿の目的を外れますので詳細は省きます)。

(岡田俊明)



## センター活動日誌

2011. 4. 8 センター三役会議  
4.22 センター理事会  
5.12 東京土建本部  
6.11 T C フォーラム総会  
6.14 埼玉税経新人会  
投稿・税経新報7月号  
「3年越しのずさんな調査を断念させる」

### ホームページ情報

<http://touzeiken.net/>

センターでは近々「国税通則法改正案の逐条検討」をアップする予定であります。

国会の動きにより成立の行方が不透明ですが、問題の多い内容を含んでありますので逐条ごとにその問題点を洗いなおしていきたいと思います。ご期待下さい。

★ご意見、投稿は  
[center@touzeiken.net](mailto:center@touzeiken.net)

ザ・コラム

「それじゃあ、当面、消費税増税は大丈夫」といいたいところだが、政治にはもう一つ裏があるのだ。虎視たんたんと政権復帰を狙う自民・公明。いまのところ、野党としていろいろ述べているが、「消費税一〇%と社会保障改革」は、もともと自公政権時代と基本的に同じ。そこで、「増税は民主党が政権にいるうちに話をつけたほうが得策」(自民幹事長経験者)との意見もあり、菅首相の「消費税増税と社会保障の一体改革案」の方向ですすむ可能性が残されているという。まさに、冒頭のヤエが今の政治にピッタリ。など民主政権がつき、こねし、食うのは谷垣か誰かわからないが、そんなことは決して許してはならない。

(K  
K)